

財務諸表に対する注記

1 継続事業の前提に関する注記

継続事業に疑義が生じる事項はありません。

2 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・最終仕入原価法によっている。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ・定額法によっている。
- ・減価償却資産は20万円以上で、減価償却資産の耐用年数等に関する省令によっている。

なお、10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年の均等償却資産とし、一括償却資産として処理している。

(4) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金

退職一時金制度に基づく簡便法による期末自己都合退職の要支給額を基礎として計上している。

- ・賞与引当金

国立大学法人山梨大学の給与制度に基づく要支給額を基礎として計上している。

賞与引当金の計算根拠は、次のとおりである。 (単位：円)

	基本月額	6月期		支給対象期間	支給額	引当期間	引当額
		期末支給率	勤勉支給率				
役員賞与引当金(2人)	各200,000	1.225	0.85	28年12月1日～ 29年5月31日	830,000	4/6 か月	553,332
賞与引当金(1人)	137,718	1.225	0.85	28年12月1日～ 29年5月31日	285,764	4/6 か月	190,509

※ 算出資料は、添付のとおりである。

(5) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

該当なし

(6) 消費税等の会計処理

- ・消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式による。

3 会計方針の変更

- ・有給休暇引当金については、平成24年度より廃止した。

4 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。（単位：円）

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	40,000,000	0	7,000,000	33,000,000
小 計	40,000,000	0	7,000,000	33,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	4,619,811	680,506	2,131,500	3,168,817
小 計	4,619,811	680,506	2,131,500	3,168,817
合 計	44,619,811	680,506	9,131,500	36,168,817

5 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。（単位：円）

科 目	当期末残高	(うち指定正味 財産からの充当 額)	(うち一般正味 財産からの充当 額)	(うち負債に対 応する額)
基本財産				
定期預金	33,000,000	10,000,000	23,000,000	0
小 計	33,000,000	10,000,000	23,000,000	0
特定資産				
退職給付引当資産	3,168,817	0	0	3,168,817
小 計	3,168,817	0	0	3,168,817
合 計	36,168,817	10,000,000	23,000,000	3,168,817

6 担保に供している資産

該当なし

7 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品			
両替機	304,500	304,499	1
合 計	304,500	304,499	1

8 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

該当なし

9 保証債務（債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。）等の偶発債務

該当なし

10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
該当なし

12 基金及び代替基金の増減額及びその残高
該当なし

13 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
該当なし

14 関連当事者との取引の内容
該当なし

15 キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲及び重要な非資金取引
該当なし

16 重要な後発事象
該当なし

17 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度
退職一時金制度を採用している。

(2) 退職給付債務及びその内訳 (単位：円)

① 退職給付債務	3,168,817
② 会計基準変更時差異の未処理額	0
② 退職給付引当金 (①+②+③)	3,168,817

(3) 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	680,506
② 会計基準変更時差異の費用未処理額	0
② 退職給付費用 (①+②)	680,506

(4) 退職給付債務等の計算に関する事項

退職給付債務の計算に当たっては、退職一時金制度に基づく期末自己都合退職要支給額を基礎として計算している。

(5) 会計基準変更時差異の費用未処理額はない。

18 短期従業員給付関係
該当なし

19 税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債に重要性が乏しいため、税効果会計は採用しないものとする。

- 20 その他
特になし